

岩手県告示第553号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成27年7月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人勝久会	大船渡市大船渡町字山馬越188番地	リハビリ機能強化型デイサービスセンター「あるけーる」	大船渡市大船渡町字山馬越188番地	平成27年5月31日
特定非営利活動法人サポートセンターNPOえさし	奥州市江刺区八日町一丁目8番8号	ふれあいステーション「こすもす」	奥州市江刺区稲瀬字大文字144番地	〃

2 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人勝久会	大船渡市大船渡町字山馬越188番地	リハビリ機能強化型デイサービスセンター「あるけーる」	大船渡市大船渡町字山馬越188番地	平成27年5月31日
特定非営利活動法人サポートセンターNPOえさし	奥州市江刺区八日町一丁目8番8号	ふれあいステーション「こすもす」	奥州市江刺区稲瀬字大文字144番地	〃